

2024（令和6）年度「男女共同参画に係る市民の意識と実態調査」（案）

市民の皆様には、日頃から市政の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。亀岡市では、男女共同参画社会の実現をめざして、様々な事業に取り組んでいるところです。

この調査は、市民の皆様にも男女共同参画に関する意識や実態についてお伺いし、今後の取り組みの資料として、活用させていただくことを目的に実施するものです。

この調査の実施にあたり、市内にお住まいの18歳以上の方の中から2,000人を無作為に選ばせていただき、あなた様のご意見をお伺いすることになりました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- この調査では、あなたのお名前やご住所をお答えいただく必要はございません。
- ご回答いただいた内容は、秘密を厳守し、すべて統計的に処理し、行政上の基礎資料として活用させていただきます。

2024年（令和6年）〇〇月

亀岡市

ご記入にあたってのお願い

- ご記入は、あて名のご本人にお願いいたします。
- 1つだけ回答していただくものと、複数（あてはまるものすべて）を回答していただくものがあります。また、「その他」にあてはまる場合は、（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- 設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、注意書きをよくお読みください。
- スマートフォンでも回答いただくことができます。下記のQRコードを読み込んでいただき、ご回答をお願いします。
- 調査票をご記入いただいた方は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、投函してください。（お名前やご住所の記入は不要です。）



回答期限：〇〇月〇〇日（〇）

〈問い合わせ先〉

亀岡市 生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係

TEL 25-5075（直通） FAX 22-6372

E-mail: jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp

あなたご自身のことについて、おたずねします

問1 あなたの性別をお書きください。(ご自身が認識する性別についてお書きください。)

性別 ()

※この調査では、男女の意識や行動の違いを把握する必要があるために伺っています。

問2 あなたの年齢をお書きください。(令和6年〇月〇日時点)

年齢 () 歳

問3 あなたは結婚されていますか。(〇は1つ)

- 1 結婚している(再婚も含む)
- 2 結婚していないがパートナーと暮らしている
- 3 離別した
- 4 死別した
- 5 結婚していない

問4 あなたの現在の世帯構成は次のどれにあてはまりますか。(〇は1つ)

- 1 単身世帯(一人住まい)
- 2 1世代世帯(夫婦のみ)(事実婚などを含む)
- 3 2世代世帯(親と子ども)
- 4 3世代世帯(親と子どもと孫)
- 5 その他(具体的に)

問5 あなたの職業をお答えください。(〇は1つ)

※2つ以上あてはまる場合は、そのうち主なもの1つに〇印をつけてください。

- 1 正社員・正職員
- 2 非正規社員・非正規職員(パート・アルバイト・契約社員、派遣社員など)
- 3 役員(法人・団体役員など)
- 4 自営業、自由業
- 5 学生
- 6 家事専業(主婦、主夫)、家族従業者
- 7 無職(上記を除く)
- 8 その他(具体的に)

だんじょびようどう かん いしき
男女平等に関する意識について、おたずねします

「必須」

問6 あなたは、現在、次の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(1)～(8)のそれぞれについて、あなたの考えに近いものを選んでください。(それぞれ○は1つ)

項目	優遇されている 男性の方が非常に 優遇されている	どちらかといえば男性 の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性 の方が優遇されている	優遇されている 女性の方が非常に 優遇されている	わからない
(1) 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
(2) 職場で	1	2	3	4	5	6
(3) 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
(4) 自治会など地域活動の場で	1	2	3	4	5	6
(5) 政治の場で	1	2	3	4	5	6
(6) 法律や制度のうえで	1	2	3	4	5	6
(7) 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体のなかで (市民活動を含む)	1	2	3	4	5	6

問7 あなたは、男女共同参画社会を目指すためには、どのようなことが重要だと思えますか。あてはまる番号に○印をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 法律や制度のうえでの見直しを行い、女性差別につながるものを改める
- 2 女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める
- 3 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 4 各諸団体の女性のリーダーを養成する
- 5 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底する
- 6 女性の社会進出を促進するための職業教育や職業訓練を充実する
- 7 仕事と家庭生活などの両立支援制度を充実する
- 8 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
- 9 学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する
- 10 女性の健康増進と母性保護の充実を一層進める
- 11 男女共同参画についての相談窓口を充実する
- 12 男女の平等と相互の理解や協力についての広報・啓発を進める
- 13 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加を促す
- 14 わからない
- 15 その他(具体的に)

問23へ
集約

「必須」

問8 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方がありますが、あなたはこの考え

えに同感しますか。(○は1つ)

- 1 同感する (賛成)
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 同感しない (反対)
- 5 わからない

家庭生活・子育てについて、おたずねします

問9 あなたの家庭では、(1)～(8)のそれぞれについて、主に男性、女性のどちらが行って

いますか。あてはまる番号に○印をつけてください。(それぞれ○は1つ)

項目	主に女性	共同して分擔	主に男性	その他	該当しない
(1) 家事 (炊事・洗濯・掃除など)	1	2	3	4	5
(2) 子育て (子どもの世話、しつけ、教育など)	1	2	3	4	5
(3) 介護 (介護が必要な親の世話、病人の介護など)	1	2	3	4	5
(4) 地域の行事への参加、自治会活動	1	2	3	4	5
(5) PTA活動	1	2	3	4	5
(6) 生活費 (年金を含む) の確保	1	2	3	4	5
(7) 会計の管理	1	2	3	4	5
(8) 高価な商品や土地、家屋の購入決定	1	2	3	4	5

「必須」

問10 あなたは、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
あてはまる番号に○印をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会のなかで、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
- 6 労働時間の短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにすること
- 7 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 8 国や地方自治体などの研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高めること
- 9 男性が子育てや介護、地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りをすすめること
- 10 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 11 男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること
- 12 その他(具体的に)
- 13 特に対策の必要はない

しごと
仕事について、おたずねします

~~問11-1 勤めている人(パート・アルバイトなどを含む)におたずねします。
あなたの職場の男女構成について、あてはまる番号に○印をつけてください。
(○は1つ)~~

- 1 女性だけの職場
- 2 男性だけの職場
- 3 女性と男性が同じくらいの職場
- 4 女性が多い職場
- 5 男性が多い職場

「必須」

問11-2 「女性のみの職場」、「男性のみの職場」以外に勤めている人（パート・アルバイトなどを含む）におたずねします。

（勤めていない人や「女性のみの職場」、「男性のみの職場」の人は、問12に進んでください。）

あなたの職場では、次のようなことがありますか。（1）～（11）の項目について、あてはまる番号に○印をつけてください。（それぞれ○は1つ）

項目	そう思う	そう思う どちらかといえば	そう思わない どちらかといえば	そう思わない
(1) 採用条件が女性に不利	1	2	3	4
(2) 女性は男性より賃金が低い、昇進が遅い	1	2	3	4
(3) 能力評価が男女平等ではない	1	2	3	4
(4) 女性は管理職に登用されにくい	1	2	3	4
(5) 配置転換に性別による差がある	1	2	3	4
(6) 能力のある女性でも、男性より就きにくい職種がある	1	2	3	4
(7) 補助的な仕事や雑用が女性に偏っている	1	2	3	4
(8) 結婚や出産に際して、女性が働き続けることが難しい	1	2	3	4
(9) 男性の方が育児休暇や介護休暇がとりにくい	1	2	3	4
(10) 男性の方が残業が多い	1	2	3	4
(11) 人員削減する場合、男性より女性の方が解雇されやすい	1	2	3	4

「必須」

問12 あなたは、男女がともに働きやすい環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○印をつけてください。（○は3つ以内）

1	育児・介護休業などの休業中に所得保障があること
2	保育サービスなどの子育て支援策を充実すること
3	地域で自主的な子育てや介護支援ができるようなネットワークをつくること
4	在宅勤務やフレックスタイム制など柔軟な働き方ができること
5	長時間労働を容認する職場の雰囲気は是正すること
6	介護負担を軽減するための介護サービスを充実すること
7	一度、職を離れても、子育て後には職場復帰しやすくすること
8	再就職、再チャレンジに関する施策が充実すること
9	セクシュアル・ハラスメントなど職場の中の性的な嫌がらせをなくすること
10	家族の積極的な支援や協力があること
11	男女の待遇を均等にすること
12	パート・アルバイトなどの待遇を改善すること
13	その他（具体的に）
14	わからない

はいぐうしゃ こいびととう ぼうりよく
配偶者・恋人等からの暴力について、おたずねします

「必須」

問13 あなたはこれまでに、あなたの配偶者（事実婚や別居中を含む）や恋人から、次のようなことをされたことがありますか。

(1)～(12)の項目について、あてはまる番号に○印をつけてください。(それぞれ○は1つ)

項目	何度もあった	一、二度あった	まったくない	もしかしたら そうかもしれない
(1) 命の危険を感じるくらい <small>の</small> 暴行を受けた	1	2	3	4
(2) 医師の治療が必要となるような暴行を受けた	1	2	3	4
(3) 医師の治療が必要ではない程度の暴行を受けた	1	2	3	4
(4) いやがっているのに、性的な行為を強要された	1	2	3	4
(5) 目の前で家具や物を壊したり、投げつけたりして 威嚇された	1	2	3	4
(6) 避妊に協力しなかった	1	2	3	4
(7) 何を言っても、無視され続けた	1	2	3	4
(8) 交友関係や電話、郵便物を細かく監視された	1	2	3	4
(9) 「誰のおかげで生活できるのか」や「役立たず」など、 人格を否定することを言われた	1	2	3	4
(10) 大声でどなられた	1	2	3	4
(11) 生活費を渡さないなど、経済的に押さえつけられた	1	2	3	4
(12) 子どもの前で暴力を振るう、子どもに自分の悪口 を言うなどされた	1	2	3	4

「必須」

問14 問13で「何度もあった」、「一、二度あった」、「もしかしたらそうかもしれない」に○をつけた人におたずねします。（「まったくない」に○をつけた人は、問15に進んでください。）
あなたは、その行為について、誰かにうちあけたり相談したりしましたか。
あてはまる番号に○印をつけてください。（○はいくつでも）

- 1 警察に連絡・相談した
- 2 人権擁護委員・法務局などに相談した
- 3 女性相談所、女性相談員に相談した
- 4 市役所の相談窓口相談した
- 5 その他の公共機関に相談した
- 6 民間の相談機関やカウンセラーに相談した
- 7 医師・カウンセラーに相談した
- 8 弁護士に相談した
- 9 学校の先生、スクールカウンセラーに相談した
- 10 家族や親族に相談した
- 11 友人や知人に相談した
- 12 その他（具体的に）
- 13 どこにも相談しなかった

問15 あなたは、配偶者や恋人等からの暴力をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまる番号に○印をつけてください。（○は3つ以内）

- 1 学校での人権教育に基づいた男女平等や性に関する学習を充実する
- 2 大学、企業、地域等での暴力防止のための人権研修を充実する
- 3 被害者に対する情報提供や相談窓口体制を充実する
- 4 被害者が避難できる場所の整備など保護体制を充実する
- 5 被害者の自立を支援する体制を充実する
- 6 警察がもっと積極的に対応する
- 7 加害者に対するカウンセリングや教育などを進める
- 8 暴力の早期発見・対応のため、関係機関の連携を充実する
- 9 被害者自身が配偶者や恋人等からの行為を暴力として認識し、行動する
- 10 被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす
- 11 加害者への罰則を強化する
- 12 地域で暴力防止のための研修会、イベントを行う
- 13 その他（具体的に）
- 14 特に対策の必要はない

こんなん もんだい かか じよせい
困難な問題を抱える女性について、おたずねします

とい じよせい だんせい とい すす
問16 女性におたずねします。(男性は、問17に進んでください。)

あなた又は、あなたの周囲にいる女性が以下のような困難な問題を体験したことや、見聞きしたことがありますか。

次の中から当てはまるものを全て選んでください。(〇はいくつでも)

- 1 はいぐうしゃ もとはいぐうしゃ こうさいあいて ぼうりょく ぼうげん
配偶者や元配偶者、交際相手からの暴力・暴言
- 2 がっこう しょくば にんげんかんけい ぼうりょく ひがひ
学校や職場での人間関係のトラブルやハラスメント被害
- 3 おや きょうだい こ ぼうりょく ぎやくたい
親や兄弟、子からの暴力・虐待
- 4 かていない やくわり かたよ など
家庭内の役割の偏り (ワンオペ等)
- 5 かていふわ かぞく かか もんだい ふく
家庭不和 (家族が抱える問題も含む)
- 6 りこんもんだい よういくひもんだい ふく
離婚問題 (養育費問題も含む)
- 7 ストーカー被害 ひがひ
- 8 セクシャル・ハラスメントや性暴力被害 せいぼうりょくひがひ
- 9 リベンジポルノやAV出演被害 しゅつえんひがひ
- 10 けいざいてきこんなん ひせいきこよう たじゅうさいむ
経済的困難 (非正規雇用・多重債務など)
- 11 いえで じゅうたくそうしつ
家出、住宅喪失
- 12 その他 (具体的に) た ぐたいてき
- 13 そのような経験はない

しゃかいかつどう さんか
社会活動への参加について、おたずねします

「必須」

問17 あなたは、次のような活動に参加していますか。

(1) ~ (9) の項目について、あてはまる番号に○印をつけてください。

(それぞれ○は1つ)

項 目	参 加 す る	参 加 す る 時 々	参 加 し な い
(1) 趣味・学習・スポーツ活動	1	2	3
(2) 自治会などの役員活動	1	2	3
(3) PTA、子ども会などの地域活動	1	2	3
(4) 消費生活活動や住民運動(共同購入やリサイクルなど)	1	2	3
(5) 福祉・ボランティア活動	1	2	3
(6) 政治活動や労働組合活動	1	2	3
(7) 宗教活動	1	2	3
(8) 審議会委員などの公的な委員活動	1	2	3
(9) NPOの活動	1	2	3

問18 あなたが、社会的な活動に参加しようと思うとき、支障となることはどのようなことですか。

あてはまる番号に○印をつけてください。(○は3つ以内)

<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事や家事が忙しい 2 病気などで体調が悪い 3 小さな子どもや介護が必要な人がいる 4 家族の理解が得られない 5 参加したいが活動の情報が少ない 6 参加したい活動がない 7 一緒に参加する仲間がいない 8 活動する場所や施設が少ない 9 時間帯が合わない 10 経済的な余裕がない 11 その他(具体的に 12 特にな)
---	---

さいがい
災害について、おたずねします

問19 大災害が発生し避難が必要になった時、あなたはどのようなことが心配ですか。
あてはまる番号に○印をつけてください。(○は2つ以内)

- 1 災害についての的確な情報が得られるか
- 2 家族との連絡がとれなくなるのではないか
- 3 病人・高齢者・障がい者を連れて安全に避難できるか
- 4 子どもや乳幼児を連れて安全に避難できるか
- 5 近所の人たちと助け合って避難できるか
- 6 避難場所が安全か
- 7 ペットと一緒に避難できるか
- 8 自分自身が病気などで体調が悪いので、避難できるか
- 9 その他 ()

「必須」

問20 防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。
あてはまる番号に○印をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 避難所の設備 (男女別トイレ・更衣室、防犯対策)
- 2 避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること
- 3 乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性 (女性用品) に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮
- 4 災害時の救急医療体制 (診察・治療体制、妊産婦)
- 5 被災者に対する相談体制
- 6 対策本部に女性が配置され、対策に女性の視点が入ること
- 7 防災計画・復興計画策定過程、防災会議に女性が参画すること
- 8 その他 (具体的に)

だんじょきょうどうさんかく かん しさく
男女共同参画に関する施策について、おたずねします

「必須」

問21 あなたは、男女共同参画に関する事項について、どの程度ご存じですか。

(1) ~ (10) それぞれについて、あてはまる番号に1つつ〇印をつけてください。

こ う 項 目	ない よう 内 容 ま で 知 っ て い る	み き 見 聞 き し た こ と は あ る	し ら な い 知 ら な い
(1) 男女共同参画社会	1	2	3
(2) 男女雇用機会均等法	1	2	3
(3) 女子差別撤廃条約	1	2	3
(4) ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3
(5) ストーカー規制法	1	2	3
(6) 配偶者暴力防止法(DV防止法)	1	2	3
(7) ポジティブ・アクション (積極的改善)	1	2	3
(8) ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
(9) 亀岡市男女共同参画条例	1	2	3
(10) 亀岡市男女共同参画計画ゆう・あいステッププラン	1	2	3
(11) ジェンダーギャップ指数 (多様な視点から男女間格差を測った指数)	1	2	3
(12) 女性活躍推進法	1	2	3
(13) LGBTQ+、LGBTQ、LGBT	1	2	3

(14) SOGIE、SOGI	1	2	3
(15) ALLY	1	2	3
(16) パワーハラスメント	1	2	3
(17) セクシャルハラスメント	1	2	3
(18) マタニティハラスメント	1	2	3
(19) カスタマーハラスメント	1	2	3
(20) 就活ハラスメント	1	2	3
(21) モラルハラスメント	1	2	3
(22) アカデミックハラスメント	1	2	3

「新規」

問22 あなたは、下記の相談室について、どの程度ご存じですか。

(1) ~ (10) それぞれについて、あてはまる番号に1つずつ○印をつけてください。

<p>こ う 項 目</p>	<p>内 容 ま で 知 っ て い る</p>	<p>見 聞 き し た こ と は あ る</p>	<p>知 ら な い</p>
<p>(1) 亀岡市女性の相談室 一般相談</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>
<p>(2) 亀岡市女性の相談室 フェミニストカウンセリング</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>
<p>(3) 亀岡市女性の相談室 法律相談</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>
<p>(4) 亀岡市LGBTQ+相談窓口</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>
<p>(5) 亀岡市特設人権相談室</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>

だんじょきょうどうさんかく すいしん
男女共同参画の推進について、おたずねします

旧問21 ^{かめおかし} 亀岡市は男女共同参画推進のためにこれまで様々な取組をしてきましたが、あなたは、
^{とりくみ} 取組が不十分な分野は ^{なん} 何だと ^{おも} 思いますか。

あてはまる番号に○印をつけてください。(○印は3つ以内)

- 1 制度や慣行の見直し、実態調査、啓発、情報提供の実施
- 2 政策決定の場への女性参画の促進
- 3 男女共同参画に向けた生涯学習の推進
- 4 学校等での男女共同参画の推進
- 5 就労の場での男女共同参画の促進
- 6 女性の職業能力の開発に向けた支援
- 7 男女が子育てや介護を共に担える環境づくり
- 8 地域活動等での男女共同参画の促進
- 9 家庭における男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画の視点からの国際交流への貢献
- 11 女性自らの意識と能力を高めるための支援
- 12 女性に対する暴力の根絶のための支援
- 13 市民のメディア・リテラシー（情報を読み解く力）の育成
- 14 生涯にわたる女性の健康保持と促進
- 15 男女共同参画推進のための条例や計画、推進体制の確立
- 16 その他（具体的
- 17 特にない

問23へ
 集約

「必須」

問23 亀岡市は男女共同参画社会の実現のため、どのような取組に力を入れていくべきだと思いますか。

あてはまる番号に○印をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 法律や制度のうえでの見直しを行い、女性差別につながるものを改める
- 2 女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める
- 3 男女の平等と相互の理解や協力についての広報・啓発を進める
- 4 男女共同参画社会についての実態調査
- 5 女性を政策決定の場に積極的に登用する
- 6 各諸団体の女性のリーダーを養成する
- 7 男女共同参画に向けた生涯学習の推進
- 8 学校教育や社会教育・生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力について学習を充実する
- 9 職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底する
- 10 仕事と家庭生活などの両立支援制度を充実する
- 11 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
- 12 女性の職業能力の開発に向けた支援
- 13 男女が家事、子育て、介護、地域活動を共に担える環境づくり
- 14 男女共同参画の視点からの国際交流への貢献
- 15 女性自らの意識と能力を高めるための支援
- 16 女性に対する暴力の根絶のための支援
- 17 市民のメディア・リテラシー（情報を読み解く力）の育成
- 18 生涯にわたる女性の健康保持と促進
- 19 男女共同参画についての相談窓口を充実する
- 20 その他（具体的に）
- 21 特にない・わからない

とい 24 ^{かめおかし} ^{だんじょきょうどうさんかくしゃかい} 亀岡市の男女共同参画社会づくりのために、^{いけん} ^{ようぼう} ご意見やご要望がありましたら、^{じゆう} ^{きにゆう} 自由にご記入
ください。

^{きょうりよく} 協力ありがとうございました。

^{たよう} ^{きょうしゆく} ^{きにゆう} ^{ちようさひよう} ご多用のところ恐縮ですが、ご記入いただきました調査票は、
^{どうふう} ^{へんしんようふうとう} ^{きってふよう} ^い 同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

^{がつ} ^か ^{とうかん} **〇〇月〇〇日（〇）までに投函してください。**

^{なまえ} ^{じゆうしょ} ^{きにゆう} ^{ふよう} ^{かいとう} ^{かた} ^{とうかんふよう} （お名前やご住所の記入は不要です。スマートフォンで回答いただいた方は投函不要です。）